

株 主 各 位

本社所在地：愛知県あま市篠田面徳29番地1
(本店所在地：愛知県名古屋市中川区横堀町1丁目36番地)

名古屋電機工業株式会社

代表取締役社長 干場 敏明

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県あま市篠田面徳29番地1
当社 本社 会議室
3. 目的事項
報告事項 第58期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nagoya-denki.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、原油価格下落の影響やアベノミクス効果による円安、株高などを背景に緩やかな回復基調が続きました。また、復興需要、政府の経済対策などを背景に、公共投資は底堅く推移しました。一方、海外景気の下振れ懸念などにより依然としてわが国経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の主要事業であり、官需を主とする情報装置事業につきましては、同業他社に加え近年新規参入した企業との価格競争が依然として続いております。しかしながら、幅広い顧客に向け受注活動を行ったことにより、売上は堅調に推移しました。

一方、民需を主とする検査装置事業につきましては、企業の設備投資は緩やかな回復基調が続く一方、受注獲得のため、他社製品との差別化競争は激しさを増しております。そのため、より優れた製品で顧客ニーズに対応すべく、高機能はんだ付け外観検査装置や高精細X線検査装置を中心に新製品の開発を進めてまいりました。また、検査装置事業の技術力・販売力・グローバルサポート体制を強化し事業の拡大を図るため、平成27年2月18日付で第一実業株式会社と資本業務提携契約を締結しました。

これらの結果、当事業年度におきましては、売上高150億6百万円（前年同期比4.9%増）、営業利益5億41百万円（前年同期比25.5%減）、経常利益5億71百万円（前年同期比24.8%減）、当期純利益6億43百万円（前年同期比23.4%減）となりました。

セグメントの概況につきましては、次のとおりであります。

・情報装置事業

高速道路会社向け案件を中心に大型案件だけでなく小型案件の獲得にも注力したことや、東日本大震災の復興需要などがあり受注と売上については、着実に積み上げることができました。また、自社開発した超薄型散光式警告灯の販売も開始しました。損益面につきましては、競争の激化により採算性が厳しい状況のなか受注済案件の契約金額増額やコスト削減などにより改善しました。

・検査装置事業

既存のはんだ付け外観検査装置やX線検査装置を中心に新規及び更新需要に対する販売活動を積極的に行いました。一方、他社との競争に打ち勝つため、顧客ニーズにマッチした製品開発、改良を進めてまいりましたが、新製品をタイムリーに投入することができず売上は低調に推移しました。また、重点的に製品開発に投資したため収益性は悪化しました。

セグメント	売上高	受注高
情報装置事業	13,744,659千円	12,153,621千円
検査装置事業	1,261,682千円	1,231,572千円

(2) 資金調達状況

当社は、平成27年3月9日に第三者割当により170,000株の新株式を発行し、70百万円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、4億12百万円であります。

(4) 財産及び損益状況

区 分	第55期 平成24年3月期	第56期 平成25年3月期	第57期 平成26年3月期	第58期(当期) 平成27年3月期
売上高	14,229,085千円	11,768,521千円	14,304,129千円	15,006,342千円
経常利益又は 経常損失(△)	△1,059,240千円	△711,146千円	760,633千円	571,672千円
当期純利益又は 当期純損失(△)	△1,523,196千円	△824,653千円	839,957千円	643,266千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△252円76銭	△136円84銭	139円39銭	106円88銭
総資産	15,762,135千円	12,788,312千円	14,113,128千円	14,909,908千円
純資産	7,747,963千円	7,048,489千円	7,838,272千円	9,411,775千円
1株当たり純資産額	1,285円71銭	1,169円64銭	1,300円76銭	1,531円89銭

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

政府は福島・被災地復興の加速や地域経済再生（ローカル・アベノミクス）などの経済政策に取り組んでおります。また、東京オリンピック、パラリンピックの開催に向けた公共投資の増加や、老朽化した橋梁、トンネル等の社会インフラの再構築など当社事業において一部には明るい材料もあります。一方、民間の設備投資は持ち直しつつあるものの、本格的な回復には時間がかかるとされております。このような状況下、当社を取り巻く環境は、引き続き一定の市場規模は期待が持てますが、新規参入企業も加わったことで、さらなる競争激化が予想されます。このため、既存市場での収益を確保しつつ、新規市場を開拓することが、当社の課題と認識しております。

そのために、全社一丸となって幅広い顧客向け対応力を強化するとともに、外部環境の変化にマッチした高付加価値商品を開発し、商品力を強化してまいります。また、さらなるコスト競争力強化、品質向上のため、生産性向上プロジェ

クトの取り組みを続けてまいります。今後も製造、販売、サービス網のグローバル化をはじめとし、成長戦略に向け積極的に投資してまいります。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

セグメント	主要製品
情報装置事業	LED式情報（道路・河川等）システム トンネル防災システム 移動情報車・車載標識 LED照明・散光式警告灯 駐車場案内システム 「道の駅」情報提供システム 気象・防災監視システム 可変規制標識システム 保守管理等
検査装置事業	基板検査装置、金物検査装置

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

当社の主要な事業所

本社	愛知県あま市	
支店	札幌支店（札幌市北区）	仙台支店（仙台市太白区）
	東京支店（東京都中央区）	新潟支店（新潟市中央区）
	名古屋支店（名古屋市中川区）	大阪支店（大阪市福島区）
	広島支店（広島市東区）	福岡支店（福岡市東区）

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

セグメント	従業員数	前事業年度末比増減
情報装置事業	306名	12名増
検査装置事業	62名	3名増
全社（共通）	36名	4名減
合計	404名	11名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 上記従業員数には、パートタイマー45名は含まれておりません。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び研究開発部門に所属している従業員数であります。

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他重要な事項

当社は、平成27年2月18日開催の取締役会において、第一実業株式会社との間で、資本業務提携を行う決議を行いました。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株
(2) 発行済株式総数 6,202,000株（自己株式58,090株を含む）
(注) 平成27年3月9日付の第三者割当増資により、発行済み株式の総数は170,000株増加しております。
(3) 株主数 437名
(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
名 古 屋 電 機 工 業 社 員 持 株 会	645,000株	10.49%
服 部 正 裕	564,400株	9.18%
有 限 会 社 名 電 興 産	540,000株	8.78%
服 部 哲 二	440,000株	7.16%
中 部 証 券 金 融 株 式 会 社	292,000株	4.75%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	286,000株	4.65%
福 谷 桂 子	254,000株	4.13%
第 一 実 業 株 式 会 社	170,000株	2.76%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	144,000株	2.34%
牧 野 弘 和	84,000株	1.36%

(注) 持株比率は、自己株式（58,090株）を控除して計算しております。

(5) 自己株式取得の状況

当社は、平成26年11月14日開催の臨時取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得した株式の種類 当社普通株式
イ. 取得した株式の総数 52,000株
ウ. 取得価額の総額 21,684,000円
エ. 取得日 平成26年11月21日
オ. 取得理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
干場 敏明	代表取締役社長 FA検査装置カンパニー担当	
服部 高明	代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー社長	
浅野 和夫	常務取締役 ITS情報装置カンパニー副社長兼インフォメ ックスカンパニー担当	
大矢 鈴明	取締役 ITS情報装置カンパニー副社長	
江州 秀人	取締役 経営品質推進室兼管理本部担当	
間瀬 憲治	常勤監査役	
服部 紀男	監査役	税理士 服部紀男税理士事務所
赤澤 義文	監査役	弁護士 露木・赤澤法律事務所

- (注) 1. 監査役の服部紀男氏及び赤澤義文氏の両氏は、社外監査役であります。
 2. 当社は、監査役赤澤義文氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 3. 監査役服部紀男氏は税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に退任した役員及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位担当及び重要な兼職の状況
後藤 博示	平成26年6月27日	任期満了	取締役
伊藤 栄	平成26年6月27日	辞任	常勤監査役
山路 明信	平成26年9月30日	辞任	常務取締役 ITS情報装置カンパニー副社長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	7名	125,387千円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	21,600千円 (6,200千円)
合計	11名	146,987千円

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、平成26年6月27日開催の第57期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名と監査役1名及び平成26年9月30日をもって辞任により退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額22,270千円、役員退職慰労引当金の繰入額13,750千円が含まれております。
 3. 上記報酬等の額のほか、平成26年6月27日開催の第57期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して3,000千円及び退任監査役1名に対して3,000千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役

該当事項はありません。

② 監査役

ア. 重要な兼職先と当社の関係

監査役服部紀男氏は、服部紀男税理士事務所の代表であります。

当社と服部紀男税理士事務所の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	服 部 紀 男	当事業年度開催の取締役会には16回中16回、また、監査役会12回中12回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社 外 監 査 役	赤 澤 義 文	当事業年度開催の取締役会には16回中16回、また、監査役会12回中12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定できる契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討してはりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったこともあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月26日開催予定の第58期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

19百万円

② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

19百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制とその他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全役職員の法令遵守を図るため、企業倫理方針を定めるとともに、企業倫理委員会は、倫理規程に基づき、コンプライアンス行動指針の遵守、研修の実施等により、全役職員のコンプライアンスの徹底を推進する。
- ② 企業倫理ヘルプラインを設置し、企業倫理等に反する行為の未然防止と早期解決を図る。
- ③ 全役職員は、コンプライアンス行動指針を遵守し、反社会的勢力と一切関係を持たない。また、必要に応じて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携をとり、反社会的勢力の排除に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び社内規程等に従い、適切に管理、保存する。また、必要に応じて、定款、社内規程等の見直しを行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に従い、継続的發展を脅かすリスクに対し、リスク管理委員会を組織し、適切なリスク管理体制の構築と維持に努める。
- ② 情報管理規程に従い、情報の適切な活用及びそのリスク低減をするために、情報管理課が中心になり、情報システム管理体制の構築と維持に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、適宜取締役会を開催して審議・決定する。

- ② 各部門に明確な目標値を設定し、その達成と収益の確保を図るため、年度計画を策定し、それに基づき経営会議を組織し業績管理を行う。
- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**
監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務を補助する使用人を置くものとする。
- (6) **使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する実効性確保に関する事項**
- ① 監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、その人事異動、人事考課については監査役の同意を得るものとする。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令のみに従うものとする。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関することを速やかに監査役に報告する。
- ② 取締役は全社的に影響を及ぼす重要な事実及び重要事項に関して取締役が決定した内容を速やかに監査役に報告する。
- ③ 監査役は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
- ④ 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (8) **監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針**
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求した場合は、監査役職務の執行に必要なと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は代表取締役社長、取締役、会計監査人、監査統括室とそれぞれ意見交換を適宜開催する。

② 経営管理本部は監査役の事務を補助する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施工規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月26日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社の業務の適性を確保するための体制及び監査に関する体制について当社の現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更したものであります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元は会社経営の主要テーマのひとつと考えており、将来の事業展開と経営基盤の一層の強化を勘案した内部留保の充実に留意しつつ、また、ROEも意識しながら安定かつ可能な限り高水準な配当を行うことを基本と考えております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,079,015	流 動 負 債	5,371,436
現 金 及 び 預 金	2,254,333	支 払 手 形	2,795,729
受 取 手 形	441,115	買 掛 金	343,936
売 掛 金	6,771,169	未 払 金	870,143
製 品	1,126	未 払 費 用	145,375
仕 掛 品	497,922	未 払 法 人 税 等	28,600
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	645,668	前 受 金	439,099
前 渡 金	1,497	預 り 金	13,677
前 払 費 用	30,868	賞 与 引 当 金	454,028
繰 延 税 金 資 産	106,408	役 員 賞 与 引 当 金	22,270
未 収 入 金	328,544	製 品 保 証 引 当 金	148,321
そ の 他	907	工 事 損 失 引 当 金	22,773
貸 倒 引 当 金	△546	そ の 他	87,480
固 定 資 産	3,830,892	固 定 負 債	126,696
有 形 固 定 資 産	2,742,380	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	57,780
建 物	440,237	そ の 他	68,916
構 築 物	30,568	負 債 合 計	5,498,133
機 械 及 び 装 置	235,346	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	2,789	株 主 資 本	9,144,292
工 具、器 具 及 び 備 品	138,893	資 本 金	1,135,365
土 地	1,882,330	資 本 剰 余 金	1,055,735
リ ー ス 資 産	12,215	資 本 準 備 金	1,055,735
無 形 固 定 資 産	121,407	利 益 剰 余 金	6,978,361
借 地 権	2,399	利 益 準 備 金	275,001
ソ フ ト ウ エ ア	119,007	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,703,359
投 資 そ の 他 の 資 産	967,104	別 途 積 立 金	2,400,000
投 資 有 価 証 券	896,851	繰 越 利 益 剰 余 金	4,303,359
関 係 会 社 株 式	22,000	自 己 株 式	△25,168
前 払 年 金 費 用	29,122	評 価 ・ 換 算 差 額 等	267,482
そ の 他	19,130	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	267,482
資 産 合 計	14,909,908	純 資 産 合 計	9,411,775
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,909,908

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		15,006,342
売 上 原 価		12,436,184
売 上 総 利 益		2,570,157
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,028,273
営 業 利 益		541,884
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	528	
受 取 配 当 金	18,138	
廃 材 処 分 収 入	8,754	
不 動 産 賃 貸 料 入	5,400	
雑 収 入	14,832	47,655
営 業 外 費 用		
支 払 保 証 料	12,083	
事 故 関 連 費 用	1,949	
減 価 償 却 費	3,159	
雑 損 失	674	17,867
経 常 利 益		571,672
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,902	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	66,815	70,718
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	449	
固 定 資 産 除 却 損	3,949	4,399
税 引 前 当 期 純 利 益		637,991
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	55,882	
法 人 税 等 調 整 額	△61,157	△5,275
当 期 純 利 益		643,266

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金				自己株式	
			利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,100,005	1,020,375	275,001	2,400,000	2,858,104	5,533,106	△3,484	7,650,001
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					832,118	832,118		832,118
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,100,005	1,020,375	275,001	2,400,000	3,690,222	6,365,224	△3,484	8,482,119
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	35,360	35,360						70,720
剰 余 金 の 配 当					△30,129	△30,129		△30,129
当 期 純 利 益					643,266	643,266		643,266
自 己 株 式 の 取 得							△21,684	△21,684
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	35,360	35,360	—	—	613,136	613,136	△21,684	662,172
当 期 末 残 高	1,135,365	1,055,735	275,001	2,400,000	4,303,359	6,978,361	△25,168	9,144,292

	評価・換算 差 額 等	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	188,271	7,838,272
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		832,118
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	188,271	8,670,390
事業年度中の変動額		
新 株 の 発 行		70,720
剰 余 金 の 配 当		△30,129
当 期 純 利 益		643,266
自 己 株 式 の 取 得		△21,684
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	79,211	79,211
事業年度中の変動額合計	79,211	741,384
当 期 末 残 高	267,482	9,411,775

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、原材料

移動平均法による原価法

(2) 仕掛品

個別法による原価法

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～45年

機械及び装置 4～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 5年

販売目的ソフトウェア 3年

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、実績率に基づく見積額のほか、特定の製品については個別に見積った額を計上しております。

(5) 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における工事契約に係る損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末においては、当社の年金資産見込額が、退職給付債務額に未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しており、その差額は前払年金費用として「投資その他の資産」に計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他の工事

工事完成基準

6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を、期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が832,118千円減少し、利益剰余金が832,118千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は、135.44円増加し、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」（前事業年度は120,202千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

前事業年度において、貸借対照表で区分掲記していた「会員権」（当事業年度は772千円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めております。

（損益計算書）

前事業年度において、損益計算書で区分掲記していた「支払手数料」（当事業年度は120千円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外費用」の「雑損失」に含めております。

貸借対照表に関する注記

- 1 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

建	物	82,791千円
土	地	688,091千円
投資	有価証券	386,820千円
計		1,157,703千円

上記に対応する債務はありません。

- 2 有形固定資産の減価償却累計額 4,179,204千円
3 輸出手形割引高 40,600千円

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 6,202,000株
2 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 58,090株

- 3 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	30,129	5	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,719	5	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業債権の回収見込みや生産計画に基づく資金需要等に照らして、必要に応じて資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、各取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利や株価等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません
(注) 2 参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,254,333	2,254,333	—
(2) 受取手形	441,115	441,115	—
(3) 売掛金	6,771,169	6,771,169	—
(4) 未収入金	328,544	328,544	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	835,311	835,311	—
資産計	10,630,474	10,630,474	—
(1) 支払手形	2,795,729	2,795,729	—
(2) 買掛金	343,936	343,936	—
(3) 未払金	870,143	870,143	—
(4) 未払法人税等	28,600	28,600	—
(5) 預り金	13,677	13,677	—
負債計	4,052,088	4,052,088	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は全て株式であり、時価は取引所の価格等によっています。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) 投資有価証券 非上場株式 (その他有価証券)	61,540
(2) 関係会社株式 関連会社株式	22,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	147,105千円
役員退職慰労引当金	18,258千円
製品保証引当金	48,056千円
工事損失引当金	7,378千円
投資有価証券評価損	64,446千円
未払法定福利費	22,821千円
減損損失	753,075千円
たな卸資産評価損	97,904千円
繰越欠損金	591,294千円
その他	14,230千円

繰延税金資産小計 1,764,570千円

評価性引当額 △1,607,126千円

繰延税金資産合計 157,444千円

繰延税金負債

前払年金費用	9,202千円
その他有価証券評価差額金	88,564千円

繰延税金負債合計 97,766千円

繰延税金資産の純額 59,677千円

1 株当たり情報に関する注記

1	1株当たり純資産額	1,531円89銭
2	1株当たり当期純利益	106円88銭

持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

1 事業譲受による企業結合

当社は、株式会社第一メカテックの一部事業を平成27年4月1日に譲受けいたしました。

(1) 相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称	第一メカテック株式会社
事業の内容	産業用電気機器の製造・販売

(2) 事業譲受を行った主な理由

当社の検査装置事業の開発・販売・サービス面においての一層の強化を図ることができるようになり、開発効率の向上、販路の拡大及び製品のラインアップの拡充に取り組むことで、検査装置事業の事業基盤を強固にするとともに事業の拡大を図ることができるものと考え、事業譲受を行いました。

(3) 事業譲受日

平成27年4月1日

(4) 法的形式を含む事業譲受の概要

当社を譲受企業とし、株式会社第一メカテックの検査装置事業部門（毛呂山事業所）の事業譲受を実施しました。

2 譲受ける事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	(現金)	180,979千円
取得に直接要した費用		－千円
取得原価		180,979千円

3 事業授受日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

流動資産	88,878千円
固定資産	38,999千円
資産合計	127,877千円
流動負債	20,898千円
固定負債	－千円
負債合計	20,898千円

4 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

74,000千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

現時点で確定しておりません。

なお、上記2、3及び4の記載は、計算書類作成時点における入手可能な合理的な情報に基づく予定額であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月14日

名古屋電機工業株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名古屋電機工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査統括室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

名古屋電機工業株式会社 監査役会

常勤監査役 間 瀬 憲 治 ㊟

社外監査役 服 部 紀 男 ㊟

社外監査役 赤 澤 義 文 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第58期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額30,719,550円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されることに伴い、社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款の第41条（監査役の実任の免除）の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の実任の免除)</p> <p>第41条 条文省略</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の実任の免除)</p> <p>第41条 現行どおり</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため2名増員し、社外取締役1名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ほし ば とし あき 干 場 敏 明 (昭和23年7月19日生)	平成21年3月 当社入社 平成21年4月 当社常務執行役員オプトエレクトロニクス事業部長 平成21年6月 当社常務取締役兼執行役員オプトエレクトロニクス事業部長 平成22年6月 当社代表取締役社長兼執行役員経営管理本部長 平成24年4月 当社代表取締役社長兼情報・検査装置事業本部長 平成25年4月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役社長兼検査装置事業本部長 平成25年10月 当社代表取締役社長 平成26年8月 当社代表取締役社長兼FA検査装カンパニー担当 平成26年10月 当社代表取締役社長兼FA検査装カンパニー社長 平成27年1月 当社代表取締役社長兼FA検査装カンパニー担当 現在に至る	3,000株
2	はっ とり たか あき 服 部 高 明 (昭和51年11月27日生)	平成12年4月 当社入社 平成20年11月 当社オプトエレクトロニクス事業部課長 平成21年4月 当社執行役員オプトエレクトロニクス事業部事業推進室長 平成21年6月 当社取締役兼執行役員オプトエレクトロニクス事業部事業推進室長 平成22年4月 当社取締役兼執行役員オプトエレクトロニクス事業部長 平成24年4月 当社取締役東京支店担当 平成25年4月 当社取締役東京支店国交省・首都高担当 平成26年4月 当社取締役兼ITS情報装置カンパニー社長兼ITS情報装置カンパニー事業推進室長兼FA検査装置カンパニー担当 平成26年6月 当社代表取締役専務兼ITS情報装置カンパニー社長兼ITS情報装置カンパニー事業推進室長兼FA検査装置カンパニー担当 平成26年8月 当社代表取締役専務兼ITS情報装置カンパニー社長兼ITS情報装置カンパニー事業推進室長 平成26年10月 当社代表取締役専務兼ITS情報装置カンパニー社長 平成27年4月 当社代表取締役専務兼ITS情報装置カンパニー工事ソリューション本部長兼企画部長兼ITS情報装置カンパニー工事ソリューション本部担当 現在に至る	26,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	あき の かず お 夫 浅 野 和 夫 (昭和24年11月15日生)	昭和43年3月 当社入社 平成12年5月 当社購買部長 平成18年5月 当社生産本部長兼生産管理部長兼製造2部長 平成19年10月 当社執行役員工事部長 平成20年4月 当社執行役員工事サービス本部長 平成21年4月 当社常務執行役員工事サービス本部長 平成23年6月 当社取締役兼執行役員工事サービス本部長 平成24年4月 当社取締役兼情報・検査装置事業本部 副事業本部長 平成25年4月 当社取締役兼情報事業本部長 検査装 置事業本部担当 平成25年6月 当社常務取締役兼情報事業本部長兼インフォメックス 事業本部長 平成25年10月 当社常務取締役兼情報事業本部長 平成26年4月 当社常務取締役兼ITS情報装置カンパニー副社長兼 インフォメックスカンパニー担当 平成27年4月 当社常務取締役兼ITS情報装置カンパニー社長兼イン フォメックスカンパニー担当 現在に至る	9,000株
4	ごう しゅう ひで と 人 江 州 秀 人 (昭和30年2月8日生)	平成23年6月 当社入社 平成23年10月 当社執行役員情報装置技術担当 平成24年4月 当社上席理事 情報・検査装置事業本部 付情報装置技術担当 平成25年4月 当社上席理事 情報事業本部付企画担当 平成25年6月 当社取締役経営品質推進室兼技術開 発室兼技術本部担当 平成25年10月 当社取締役 経営品質推進室兼技術開発室担当 平成26年4月 当社取締役 経営品質推進室兼管理本部担当 平成27年4月 当社取締役 経営管理本部担当 現在に至る	一株
5	いそ の こう いち 磯 野 弘 一 (昭和30年4月21日生)	平成21年8月 当社入社 同年同月 当社オプトエレクトロニクス事業部 生産管理部長 平成23年4月 当社情報装置事業本部生産本部 副本 部長 平成24年4月 当社情報装置事業本部生産本部長 平成26年4月 当社ITS情報装置カンパニー生産本部長 現在に至る	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
6	ほん だ まさ とし 本 多 正 俊 (昭和37年11月29日生)	平成5年5月 当社入社 平成13年4月 当社情報装置事業本部 札幌営業所長 平成20年4月 当社情報装置事業本部 東京支店長 平成22年4月 当社情報装置事業本部営業本部 副本部長 平成24年4月 当社情報装置事業本部営業本部長 平成26年10月 ITS情報装置カンパニー営業本部長 現在に至る	2,000株
7	あか ざわ よし ふみ 赤 澤 義 文 (昭和43年3月13日生)	平成6年4月 弁護士登録 平成18年1月 露木法律事務所(現 露木・赤澤法律事務所)にパートナー弁護士として入所 平成25年6月 当社社外監査役 現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 赤澤義文氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお同氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。
3. 当社は赤澤義文氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由
赤澤義文氏は、企業経営に関与された経験はありませんが、当社の社外監査役在任期間において、弁護士として企業法務に関する豊富な知識や経験に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、今後はその豊富な知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は赤澤義文氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が社外取締役に選任された場合、同様の契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役服部紀男氏及び赤澤義文氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	えのき 榎 泰 邦 (昭和21年5月11日生)	昭和43年4月 外務省入省 平成3年2月 在オーストラリア日本国大使館 公使 平成5年2月 デトロイト総領事 平成7年2月 欧州共同体日本代表部 公使 平成9年2月 大臣官房文化交流部長 平成12年1月 中近東アフリカ局長 平成12年1月 特命全権大使 南アフリカ国 平成15年12月 特命全権大使 インド国 平成19年10月 外務省退官 平成19年11月 三井物産株式会社 顧問 平成23年11月 株式会社サン・アンド・サンズ・コンサルタンツ代表取締役社長就任 平成24年4月 株式会社清水建設 顧問 現在に至る	一株
2	いち 市 原 裕 也 (昭和35年7月2日生)	昭和60年10月 監査法人丸の内会計事務所(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成元年4月 公認会計士登録 平成9年8月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 社員就任 平成12年10月 トーマツコンサルティング株式会社(現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社) 代表取締役社長就任 平成24年1月 市原裕也公認会計士事務所開設 同所所長就任 現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 榎泰邦氏と市原裕也氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者の選任理由
 ① 社外監査役候補者榎泰邦氏は、外交官としての長年にわたる経験を通して培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 ② 社外監査役候補者市原裕也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識により当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 4. 榎泰邦氏及び市原裕也氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役大矢鈴明氏及び監査役服部紀男氏、赤澤義文氏の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
大 矢 鈴 明	平成24年6月 当社取締役 現在に至る
服 部 紀 男	平成19年6月 当社監査役 現在に至る
赤 澤 義 文	平成25年6月 当社監査役 現在に至る

また、当社は、平成27年1月27日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案をご承認いただいた場合に再任される取締役4名及び現任監査役1名に対し、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給したいと存じます。

なお、その支給の時期は各氏の取締役及び監査役退任の時とし、その具体的な金額及び方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
干 場 敏 明	平成21年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
服 部 高 明	平成21年6月 当社取締役 平成26年6月 当社代表取締役専務 現在に至る
浅 野 和 夫	平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役 現在に至る
江 州 秀 人	平成25年6月 当社取締役 現在に至る
間 瀬 憲 治	平成24年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

第58期 定時株主総会会場のご案内

会 場 愛知県あま市篠田面徳29番地 1

当 社 本 社 会 議 室

電 話 (052) 443-1111

交 通 名鉄津島線「木田」駅下車 徒歩約15～20分

